

振動規制法の規制対象施設及び建設作業一覧

○振動規制法対象施設一覧

1. 金属加工機械
 - イ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ロ. 機械プレス
 - ハ. せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)
 - ニ. 鍛造機
 - ホ. ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
2. 圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4. 織機(原動機を用いるものに限る。)
5. コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6. 木材加工機械
 - イ. ドラムバーカー
 - ロ. チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
7. 印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9. 合成樹脂用射出成形機
10. 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

○振動規制法対象建設作業一覧

- 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
- 4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)

※当該作業を開始した日に終了するものは、特定建設作業に該当しない。